



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第58号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第47号）

1 規則の概要

- (1) 組織改正等に伴う規定の整理（第2条・第11条・第86条の2関係）
- (2) 出納審査の事務の一部を審査指導課において集中処理化することに伴う所要の改正（第11条・第13条関係）
- (3) 所有物品のうち備品及び消耗品の区分の見直しに伴う所要の改正（第86条関係）
- (4) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第47号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条に規定する課等」を「第6条に規定する課」に改め、同条第2号中「、東部農林振興センター中海干拓営農部」及び「、東部農林振興センター松江農業普及部安来支所、西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所、畜産技術センター育種改良部（繁殖技術グループを除く。）、水産技術センター内水面浅海部」を削る。

第11条第1項中「、部局（別表第1の右欄に掲げる部局を除く。次項）を「及び部局（隠岐支庁、県民センター、県民センター各事務所（西部県民センター県央事務所を除く。）、保健所（松江保健所、出雲保健所及び県央保健所を除く。）、心と体の相談センター、農林振興センター、農林振興センター各事務所、水産事務所、県土整備事務所、高規格道路事務所及び教育事務所を除く。第3項」に改め、「及び西部県民センター県央事務所川本駐在グループ」を削り、同条中第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、同条第4項中「、県民センター各事務所及び西部県民センター県央事務所川本駐在グループ」を「及び県民センター各事務所」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 現金又は物品の出納等を取り扱わせるため必要があるときは、出納員を置かない部局に収入分任出納員又は物品分任出納員を置く。

第11条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 災害その他やむを得ない事由があるときは、前項の規定により出納員を置かないこととされる部局（以下「出納員を置かない部局」という。）に、前項の規定にかかわらず、出納員を置くことができる。

第12条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、同条第3項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第13条第2項を次のように改める。

2 会計管理者は、支庁及び県民センター等（西部県民センター県央事務所を除く。）並びに出納員を置かない部局に係る次の各号に掲げる事務を審査指導課の出納員に委任するものとする。

- (1) 現金の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。
- (2) 有価証券の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。

第13条第6項中「部局の」を「部局に置かれた」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に、「出納員は、さらに」を「出納員（総務事務センターの出納員を除く。）は、更に」に改め、同項を同条第8項とし、同条第4項中「支庁及び県民センター等に置かれる」を「第2項の規定による委任を受けた審査指導課の」に、

「次の各号」を「更に委任を受けた事務のうち次」に、「当該支庁及び県民センター等」を「支庁及び県民センター等（西部県民センター県央事務所を除く。）」に改め、「収入分任出納員に」の次に「、西部県民センター県央事務所に置かれる出納員は、次に掲げる事務を当該事務所に置かれる収入分任出納員に」を加え、同項を同条第5項とする。

第13条第5項の次に次の2項を加える。

6 第2項の規定による委任を受けた審査指導課の出納員は、更に委任を受けた事務（前項各号に掲げるものを除く。）を出納員を置かない部局に置かれる収入分任出納員に委任するものとする。

7 第3項の規定による委任を受けた会計課の出納員は、更に委任を受けた事務を出納員を置かない部局に置かれる物品分任出納員に委任するものとする。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 会計管理者は、出納員を置かない部局に係る物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）並びに記録管理に関する事務を会計課の出納員に委任するものとする。

第86条第1項第1号及び第4号中「2万円」を「5万円」に改める。

第86条の2中「課等」を「課」に改める。

第105条の6第2項中「（別表第1に掲げる部局を除く。）」を削る。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とする。

様式第8号その1の裏面及び様式第11号の裏面中	「島根銀行	鳥取銀行	を
	しまね信用金庫	広島銀行	
	日本海信用金庫	山口銀行	
	島根中央信用金庫	米子信用金庫	
	島根益田信用組合	西中国信用金庫	
	島根県信用農業協同組合連合会	商工組合中央金庫	
	島根県内の各農業協同組合	中国労働金庫	
	JFしまね漁業協同組合	ゆうちょ銀行（郵便局）」	

「島根銀行	楽天銀行	
しまね信用金庫	鳥取銀行	
日本海信用金庫	広島銀行	
島根中央信用金庫	山口銀行	
島根益田信用組合	米子信用金庫	に改める。
島根県信用農業協同組合連合会	西中国信用金庫	
島根県内の各農業協同組合	商工組合中央金庫	
JFしまね漁業協同組合	中国労働金庫	
ゆうちょ銀行（郵便局）		」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。